曹洞宗宗務庁事務規程中一部変更案

人　事　部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　更　案 | 現　　　行 | 事　　由 |
|  |  |  |
| ○曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程 | ○曹洞宗宗務庁事務規程 | 規程名を変更 |
| （目的）  第１条　この規程は、宗教法人「曹洞宗」（以下「本宗」という。）に　置く曹洞宗宗務庁（以下「宗務庁」という。）の役職員、事務部局の組織、事務分掌及び処理事項を定め、もって、宗務その他の事務の適正　かつ能率的な運用を図ることを目的とする。 | （目的）  第１条　この規程は、曹洞宗宗務庁（以下「宗務庁」という。）の事務部局の組織、事務分掌及び処理事項を定め、もって、事務その他の宗務の適正かつ能率的な運用を図ることを目的とする。 | 用語定義等の明確化を図るため、字句を整理 |
|  |  |  |
|  | （関係部との合議）  第２条　各部は、他の部に関係がある事務その他の宗務についてはその　関係部との合議を、金品の収支に　関しては財政部との合議を経なければならない。 | 曹洞宗文書及び公印規程中、第１６条と第１７条に同趣旨の定めがあるため、　本条を削除 |
|  |  |  |
| （役職員）  第２条　宗務庁の役職員は、次のとおりとする。 |  | 宗務庁役職員の資格および選任について第２条を新設 |
| （１）　役員は、宗教法人「曹洞宗」規則第１７条第１項各号による者とする。 |  | 役員の選任について第１号を新設 |
| （２）　係長は、宗務庁の書記で　あって、かつ、曹洞宗宗務庁係長及び書記登録規程による登録者のうちから内局が推薦し、管長が任命した者とする。 |  | 係長の選任について第２号を新設 |
| （３）　書記は、本宗の僧侶であって、かつ、曹洞宗宗務庁係長及び書記登録規程による登録者のうちから内局が推薦し、管長が任命した者とする。 |  | 書記の選任について第３号を新設 |
| （４）　事務員は、本宗の教義を　尊重する者であって、内局の選考を経て、管長が任命した者とする。 |  | 事務員の選任について第４号を新設 |
| ２　宗務総長は、必要により宗務庁に嘱託員を置き、特定の事務に従事　させることができる。 |  | 嘱託員の任用および職務について第２項を新設 |
| ３　宗務総長は、前２項の職のほか、必要な職を置くことができる。 |  | 他の必要な職を置くことについて第３項を新設 |
|  |  |  |
| （部又は本部の設置）  第３条　宗務庁に、次の部又は本部を設置する。 | （課、係の設置）  第３条　各部は、その主務を分掌するため、部に課を置き、又は係を定めることができる。 | 見出しを変更  部または本部の設置の明確化を図るため字句を整理  （部と本部の細分を以下項中に列記） |
| 総務部  　　教学部  　　財政部  　　教化部  　　伝道部  　　出版部  　　人事部  　　人権擁護推進本部 |  |  |
| ２　前項に掲げるもののうち総務部　から人事部までの所管事務を遂行　するため、部に部長１人を置き、　課に課長１人を置く。また、前項に掲げるもののうち人権擁護推進本部の所管事務を遂行するため、本部　次長１人を置く。 | ２　部に部長を置き、課に課長を置くことができる。 | 部長および課長の職を置くことについてより明確に規定するため、字句を整理 |
|  | ３　前項の職のほか、必要な職を置くことができる。 | 前条に移設するため本項を削除 |
|  |  |  |
| （総務部）  第４条　総務部に庶務課及び福祉課を置き、総務部長が統理する。 | （総務部の事務）  第４条　総務部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
|  |  |  |
|  | 庶務課 | 細分見出し削除 |
| ２　庶務課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、庶務課の所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１８）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１８）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第２項に移設 |
|  |  |  |
|  | 福祉課 | 細分見出し削除 |
| ３　福祉課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、福祉課の所管事務を定める第３項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第３項に移設 |
|  |  |  |
|  | （財政部の事務）  第５条　財政部は、次の事項をつかさどる。  　経理課  　（１）　曹洞宗（以下「本宗」と　いう。）の基本財産の管理　及びその証書等の保管に関する事項  　（２）　本宗の普通財産の管理及びその証書等の保管に関する　事項  　（３）　本宗の財産目録に関する　事項  　（４）　宗費の賦課、義財及び手数料に関する事項  　（５）　本宗の一般会計の予算及び決算に関する事項  　（６）　本宗の特別会計の予算及び決算に関する事項  　（７）　本宗の一般会計及び特別　会計の金銭出納に関する事項  　（８）　物品に関する事項  　（９）　義財の延納等に関する事項  　（１０）　主務に属する調査、統計並びに文書の編集及び保管に関する事項  　資源課  　（１）　寺院の級階に関する事項  　（２）　寺院所有財産の取得及び　処分に関する事項  　（３）　寺院所有財産の調査及び　監督に関する事項  　（４）　本宗の文化財の保存に関する事項  　（５）　曹洞宗文化財調査委員会に関する事項  　（６）　級階査定委員会に関する　事項  　（７）　曹洞宗財政審議会に関する事項  　（８）　宗費の減免等に関する事項  　（９）　主務に属する調査、統計　並びに文書の編集及び保管に関する事項 | 新設第６条に移設のため、本条を削除 |
|  |  |  |
| （教学部）  第５条　教学部に学事課及び指導課を置き、教学部長が統理する。 | （教学部の事務）  第６条　教学部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  条削除に伴い現行第６条を第５条に繰り上げるとともに、　組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
|  |  |  |
|  | 学事課 | 細分見出し削除 |
| ２　学事課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、学事課の所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第２項に移設 |
|  |  |  |
|  | 指導課 | 細分見出し削除 |
| ３　指導課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、指導課の所管事務を定める第３項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第３項に移設 |
|  |  |  |
| （財政部）  第６条　財政部に経理課及び資源課を置き、財政部長が統理する。 |  | 財政部について定める現行第５条を移設のうえ、組織および事務分掌の明確化を図るため、第６条を新設 |
| ２　経理課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 経理課の所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　本宗の基本財産の管理及びその証書等の保管に関する　事項  　（２）　本宗の普通財産の管理及びその証書等の保管に関する　事項  　（３）　本宗の財産目録に関する　事項  　（４）　宗費の賦課、義財及び手数料に関する事項  　（５）　本宗の一般会計の予算及び決算に関する事項  　（６）　本宗の特別会計の予算及び決算に関する事項  　（７）　本宗の一般会計及び特別　会計の金銭出納に関する事項  　（８）　物品に関する事項  　（９）　義財の延納等に関する事項  　（１０）　主務に属する調査、統計並びに文書の編集及び保管に関する事項 |  | 各号は、現行第５条経理課に掲げるまま新設第２項に移設 |
| ３　資源課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 資源課の所管事務を定める第３項を新設 |
| （１）　寺院の級階に関する事項  　（２）　寺院所有財産の取得及び　処分に関する事項  　（３）　寺院所有財産の調査及び　監督に関する事項  　（４）　本宗の文化財の保存に関する事項  　（５）　曹洞宗文化財調査委員会に関する事項  　（６）　級階査定委員会に関する　事項  　（７）　曹洞宗財政審議会に関する事項  　（８）　宗費の減免等に関する事項  　（９）　主務に属する調査、統計　並びに文書の編集及び保管に関する事項 |  | 各号は、現行第５条資源課に掲げるまま新設第３項に移設 |
|  |  |  |
| （教化部）  第７条　教化部に企画研修課、布教課及び国際課を置き、教化部長が統理する。 | （教化部の事務）  第７条　教化部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
|  |  |  |
|  | 企画研修課 | 細分見出し削除 |
| ２　企画研修課の所管事務は、次の　とおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、企画研修課の所管事務を定める　第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１８）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１８）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第２項に移設 |
|  |  |  |
|  | 布教課 | 細分見出し削除 |
| ３　布教課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、布教課の所管事務を定める第３項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１６）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１６）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第３項に移設 |
|  |  |  |
|  | 国際課 | 細分見出し削除 |
| ４　国際課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、国際課の所管事務を定める第４項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１３）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１３）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第４項に移設 |
|  |  |  |
| （伝道部）  第８条　伝道部に詠道課を置き、　　伝道部長が統理する。 | （伝道部の事務）  第８条　伝道部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
|  |  |  |
|  | 詠道課 | 細分見出し削除 |
| ２　詠道課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、詠道課の所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（１１）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第２項に移設 |
|  |  |  |
| （出版部）  第９条　出版部に出版課及び頒布課を置き、出版部長が統理する。 | （出版部の事務）  第９条　出版部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
|  |  |  |
|  | 出版課 | 細分見出し削除 |
| ２　出版課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、出版課の所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（５）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（５）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第２項に移設 |
|  |  |  |
|  | 頒布課 | 細分見出し削除 |
| ３　頒布課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、頒布課の所管事務を定める第３項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（４）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（４）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第３項に移設 |
|  |  |  |
| （人事部）  第１０条　人事部に秘書課及び文書課を置き、人事部長が統理する。 | （人事部の事務）  第１０条　人事部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
|  |  |  |
|  | 秘書課 | 細分見出し削除 |
| ２　秘書課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、秘書課の所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（６）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（６）　・・・・・ | 現行の第１号から第６号まで、そのまま新設第２項に移設 |
| （７）　官公署、他の宗派及び他の教団等との渉外に関する事項 |  | 渉外事務について、第７号を新設 |
| （８）　本宗が所有する土地及び　建物の管理に関する事項 |  | 本宗が所有する土地建物の管理について第８号を新設 |
| （９）　檀信徒会館事業本部との　連絡及び協調に関する事項 |  | 檀信徒会館事業本部との連絡等について第９号を新設 |
| （１０）　曹洞宗両大本山護持委員会に関する事項 | （７）　曹洞宗両大本山護持委員会に関する事項 | 号の追加新設に伴い繰り下げる |
| （１１）　ソートービル運営委員会に関する事項 | （８）　ソートービル運営委員会に関する事項 | 号の追加新設に伴い繰り下げる |
| （１２）　曹洞宗企画委員会に関する事項 | （９）　曹洞宗企画委員会に関する事項 | 号の追加新設に伴い繰り下げる |
| （１３）　曹洞宗総合特別審議会に関する事項 | （１０）　曹洞宗総合特別審議会に関する事項 | 号の追加新設に伴い繰り下げる |
| （１４）　曹洞宗教団将来像構想　特別委員会に関する事項 | （１１）　曹洞宗教団将来像構想　特別委員会に関する事項 | 号の追加新設に伴い繰り下げる |
| （１５）　曹洞宗檀信徒会館運営　委員会に関する事項 |  | 檀信徒会館運営委員会規程の所管部変更に伴い、第１５号を新設 |
| （１６）　主務に属する調査、統計並びに文書の編集及び保管に関する事項 | （１２）　主務に属する調査、統計並びに文書の編集及び保管に関する事項 | 号の追加新設に伴い繰り下げる |
|  |  |  |
|  | 文書課 | 細分見出し削除 |
| ３　文書課の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 細分見出しの削除に伴い、文書課の所管事務を定める第３項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（９）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（９）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第３項に移設 |
|  |  |  |
| （人権擁護推進本部）  第１１条　人権擁護推進本部に事務局を置き、本部次長が統理する。 | （人権擁護推進本部の事務）  第１１条　人権擁護推進本部は、次の事項をつかさどる。 | 見出しを変更  組織および事務分掌の明確化を図るため字句を整理 |
| ２　事務局の所管事務は、次のとおりとする。 |  | 人権擁護推進本部の事務局について、　その所管事務を定める第２項を新設 |
| （１）　・・・・・  **～**  　（８）　・・・・・ | （１）　・・・・・  **～**  　（８）　・・・・・ | 各号は、現行のまま新設第２項に移設 |
|  |  |  |
|  | （檀信徒会館事業本部の事務）  第１２条　檀信徒会館事業本部は、　次の事項をつかさどる。  　（１）　曹洞宗檀信徒会館の業務に関する事項  　（２）　曹洞宗檀信徒会館運営委員会に関する事項  　（３）　主務に属する調査、統計　並びに文書の編集及び保管に関する事項 | 檀信徒会館事業本部運営規程に移設するため、本条を削除 |
|  |  |  |
| （補則）  第１２条　この規程に定めるものの　ほか、必要な事項は、別に定める。 | （補則）  第１３条　この規程に定めるものの　ほか、必要な事項は、別に定める。 | 条削除に伴い現行第１３条を第１２条に繰り上げる |
|  |  |  |
| 附　則（　 年　 月　 日） |  |  |
| １　この変更規程は、曹洞宗規則の　一部を変更する規則変更の日（平成  　 年　 月　 日）から施行する。 |  |  |
| ２　この変更規程施行の際、現に存する宗務庁の役職員は、変更後の規定による宗務庁の役職員とみなす。 |  | 宗務庁役職員に係る経過措置を整備 |
|  |  |  |